

第 27 号議案

東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、区民館の施設に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立区民館条例（昭和48年6月台東区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「談話室」の次に「、軽運動コーナー」を加える。

別表2(1)の部備考を次のように改める。

備考

- 1 談話室の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 談話室を使用する場合は、午後8時までに入館した者に限る。

別表2(2)の部トレーニング室の項中「トレーニング室」を「軽運動コーナー」に改め、同部備考を次のように改める。

備考

- 1 軽運動コーナーの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 軽運動コーナーを使用する場合は、午後8時までに入館した者に限る。

別表2(4)の部トレーニング室の項中「トレーニング室」を「軽運動コーナー」に改め、同部備考を次のように改める。

備考

- 1 軽運動コーナーの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 軽運動コーナーを使用する場合は、午後8時までに入

館した者に限る。

別表2(5)の部トレーニング室の項中「トレーニング室」を
「軽運動コーナー」に改め、同部備考を次のように改める。

備考

- 1 軽運動コーナーの使用時間は、午前9時から午後9時
までとする。
- 2 軽運動コーナーを使用する場合は、午後8時までに入
館した者に限る。

別表2(6)の部第4集会室の項中「第4集会室」を「プレイル
ーム」に改める。

別表2(7)の部トレーニング室の項中「トレーニング室」を
「軽運動コーナー」に改め、同部備考を次のように改める。

備考

- 1 軽運動コーナーの使用時間は、午前9時から午後9時
までとする。
- 2 軽運動コーナーを使用する場合は、午後8時までに入
館した者に限る。

別表2(8)の部備考を次のように改める。

備考

- 1 トレーニング室の使用時間は、午前9時から午後9時
までとする。
- 2 トレーニング室を使用する場合は、午後8時までに入
館した者に限る。

別表2(9)の部トレーニング室の項中「トレーニング室」を
「軽運動コーナー」に改め、同部備考を次のように改める。

備考

- 1 軽運動コーナーの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 軽運動コーナーを使用する場合は、午後8時までに入館した者に限る。

別表2(10)の部備考を次のように改める。

備考

- 1 トレーニング室の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 トレーニング室を使用する場合は、午後8時までに入館した者に限る。

付 則

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 別表2(6)の部第4集会室の項の改正規定 令和9年4月1日
- 2 この条例による改正後の東京都台東区立区民館条例の規定による東京都台東区立金杉区民館下谷分館の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。